

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の供用廃止【都市整備局道路部管理課】2
- 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【都市整備局道路部管理課】3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】17

北九州市告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和8年4月21日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
4357	馬場山東 35号線	八幡西区馬場山東三丁目1542番22地先から 八幡西区馬場山東三丁目1542番24地先まで

北九州市告示第180号

北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）第25条第3項の市長が別に定める単価表を次のように定め、令和8年5月1日以後道路占用許可を受けた者から適用する。

路面復旧費・検査事務費徴収単価表（令和7年北九州市告示第194号）は、令和8年4月30日をもって廃止する。

令和8年4月21日

北九州市長 武内和久

令和8年度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(令和8年5月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
令和8年5月1日以後に道路占用許可を受けた者から適用する。

【北九州市道路占用規則（抜粋）】

（掘削の工事の方法等）

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用の徴収）

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。

3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。

4 前項の単価表は、告示する。

路面復旧費・検査事務費徴収単価表

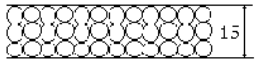
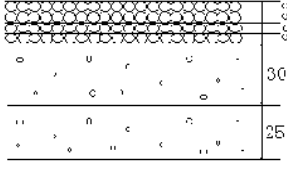
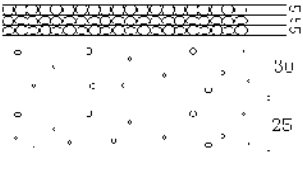
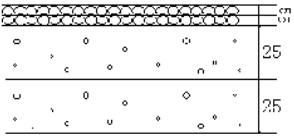
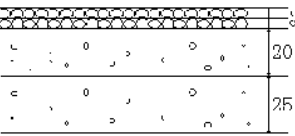
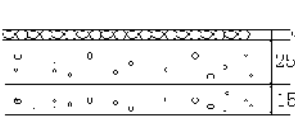
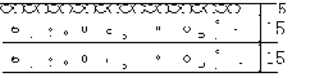
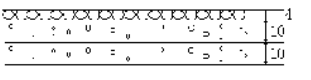
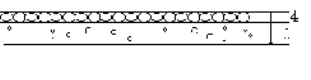
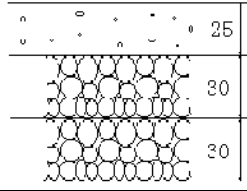
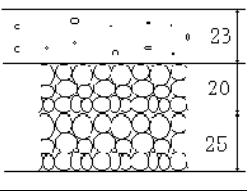
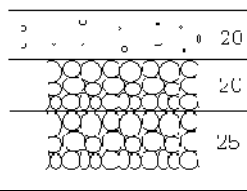
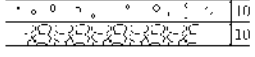
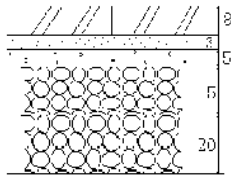
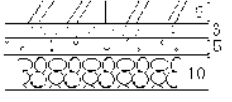
1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価（円）	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費（円）
砂利道	G	—	160
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	44,930	2,130
	〃 2	37,060	1,760
	〃 3	28,740	1,360
	〃 4	28,300	1,340
	〃 5	18,010	850
	〃 6	15,050	710
	〃 7	13,860	660
	〃 8（歩道）	10,420	490
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	48,950	2,320
	〃 2	46,420	2,200
	〃 3	44,320	2,100
	〃 4（歩道）	21,980	1,040
コンクリート ブロック道	C. B（車道）	35,440	1,680
	C. B（歩道）	30,480	1,450

注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。

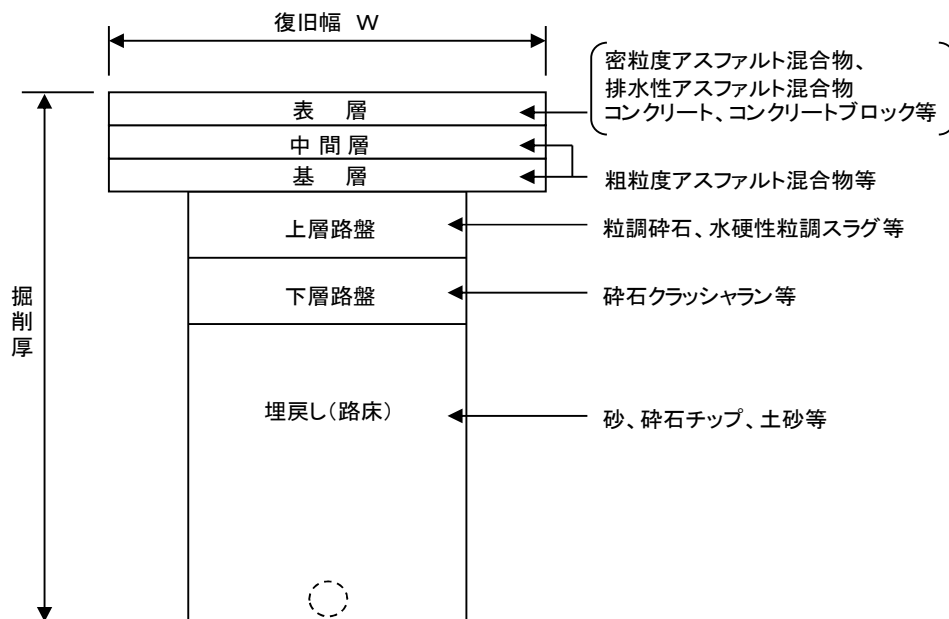
2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	C o n 1		C o n 2		C o n 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	C o n 4 (歩道)		C . B (車道)		C . B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

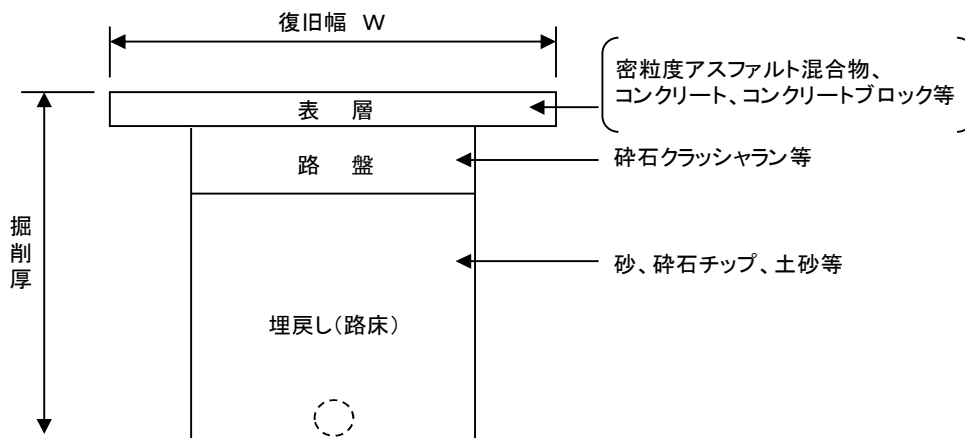


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con 4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

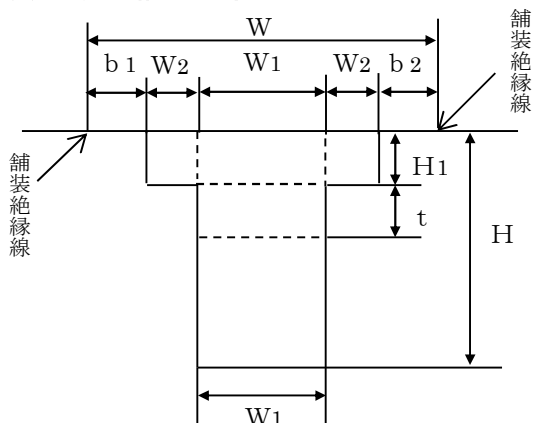
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ （最小影響幅 0.3m）

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅
（反対側）

H = 掘削深さ

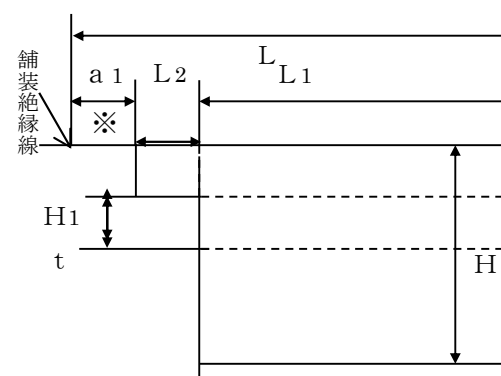
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ （最小影響長 0.3m）

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長
（反対側） ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

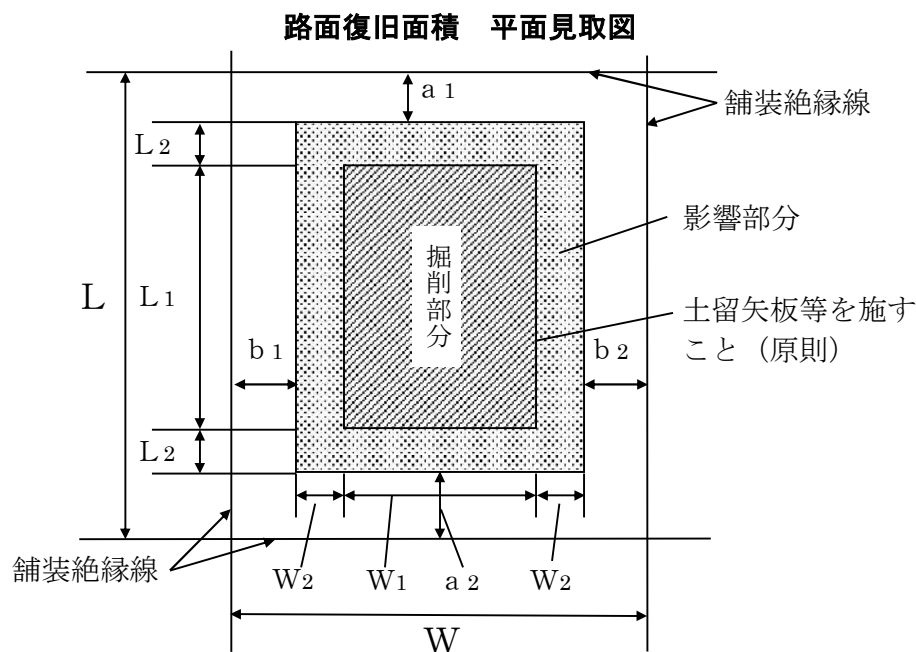
$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。

イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m 以上のときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

※影響の片側幅（W₂）又は片側長（L₂）

<車道>

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3
影響の片側幅(長)	55	55	50	45	40	30	30	84	63	63

<歩道>

(単位 c m)

種別	As 8 (歩道)	Con 4 (歩道)
影響の片側幅(長)	30	30

(C. B (車道、歩道) の場合は、道路管理者との協議によるものとする。)

エ 影響面積の例 (アスファルト舗装の場合)

図-1

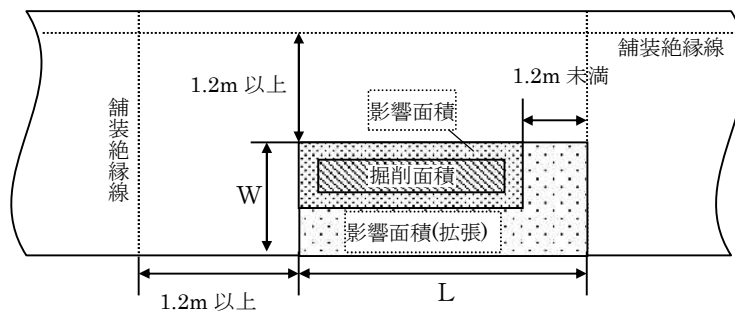
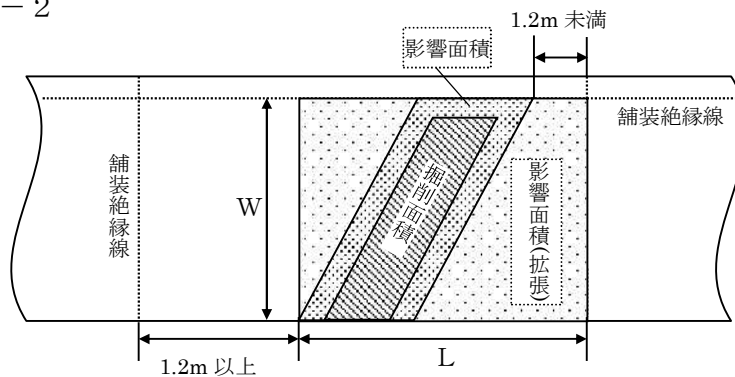


図-2



復旧面積 = A
A = W × L

※コンクリート舗装の場合、図-1 及び図-2 において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長に

よるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

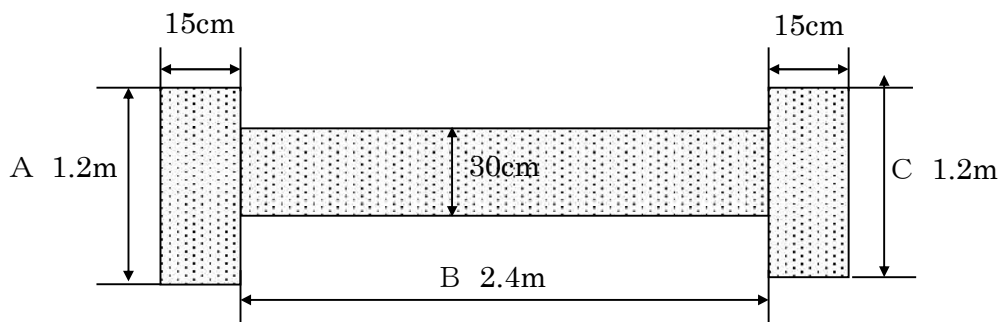
表-1

1 m当たり単価 (円)

種 別			W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm
区 画 線	白色	実 線	3,740	3,920	4,250	—
		破 線	3,740	3,920	4,230	—
		横断線 ・ゼブラ	3,750	3,920	4,260	4,750
	黄色	実 線	4,000	4,270	4,760	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2m + 1.2m = 2.4m$

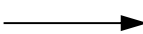
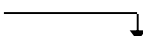

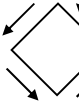

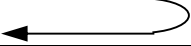

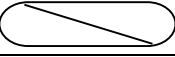
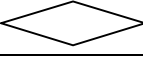
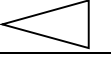
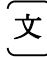


端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

表-2

種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	23,750	
	右左折		白	25,250	
	直進・右左折		白	33,550	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	75,400
		対角 4m			199,430
		直径 2m		白	89,340
直径 4m		244,670			
記号	転回禁止		黄	49,040	
			黄	38,190	
	終わり		白	55,040	
	横断歩道あり		白	62,200	
	前方優先道路		白	66,720	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	72,000	
			黄	76,780	
	簡易な文字 (平仮名及び片仮名を含む。)	5画未満	白	16,210	
			黄	17,280	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	30,530	
			黄	32,560	
	複雑な文字	10画以上	白	35,430	
黄			37,780		
マ	文マーク		白	205,460	
	自転車マーク		白	21,990	
	自転車放置禁止区域 マーク		青、赤、白	99,180	

ク

表-3

種別	規格		1個当たり 単価 (円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	22,460
		両面	24,070
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	40,060
		両面	44,410
	設置幅 30cm	片面	46,730
		両面	50,740

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

- ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増
- イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

- ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。
- イ 掘削申請件数の多い申請者(道路管理システム参加者である西日本電信電話(株)、九州電力送配電(株)、西部ガス(株)、上下水道局、(株)Q T n e t)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

5 舗装全幅復旧について

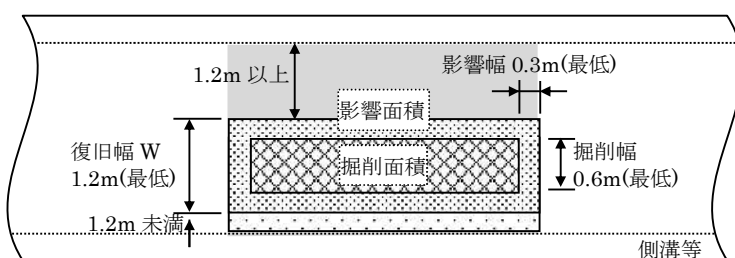
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

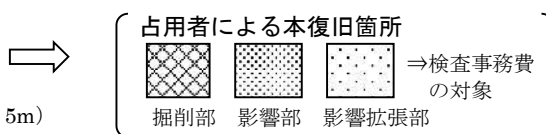
【舗装全幅復旧の事例】

- (1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



【一定規模の工事①】

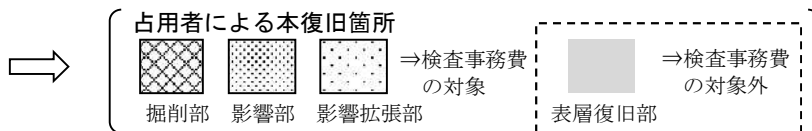
- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 $1.2\text{m} \times$ 工事長 5m)



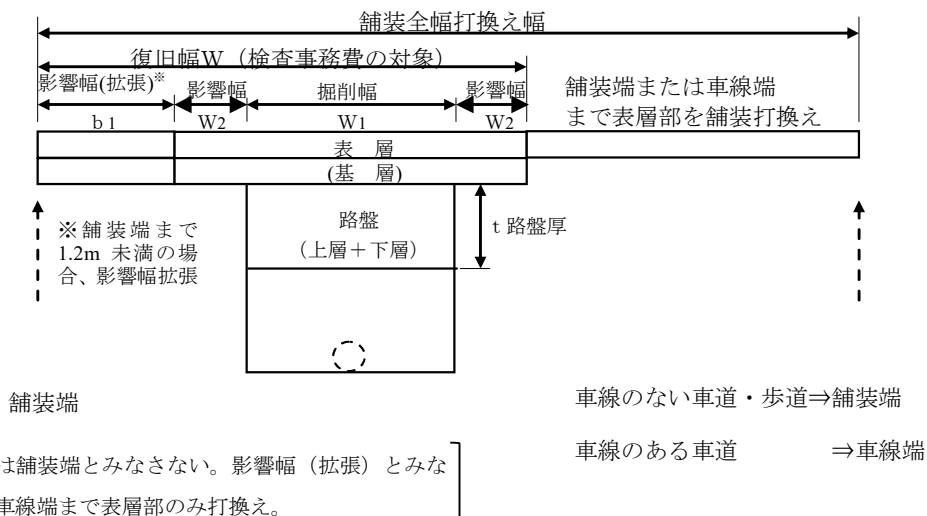
【①以外の工事】

- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事

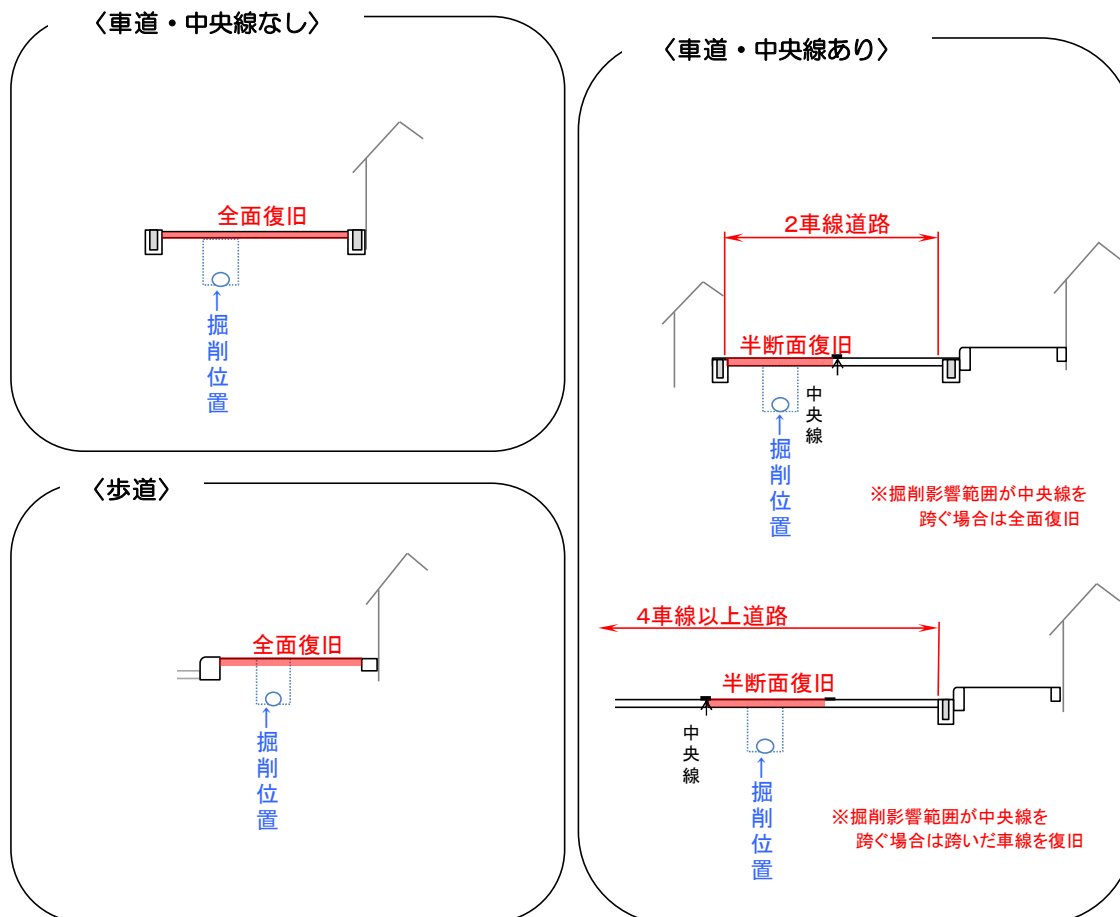
※表層部を全幅復旧



- (2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第181号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和8年4月21日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区牧山五丁目1番22号
サンワマテリアルソリューションズ株式会社
代表取締役社長 山本浩貴

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区牧山五丁目1番22号
サンワマテリアルソリューションズ株式会社

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア)

名称	廃ガス洗浄施設①（No. 1 蒸留設備用スクラバー） （29SB-601）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の第46号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	14m ³ /分

(イ)

名称	廃ガス洗浄施設②（No. 2 蒸留設備用スクラバー） （29SB-602）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の第46号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	14m ³ /分

(ウ)

名称	廃ガス洗浄施設③（N o . 1 屋外 T Y 用スクラバー） （ 1 0 S B - 1 0 1 ）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号） 別表第 1 の第 4 6 号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	5 m ³ / 分

（エ）

名称	廃ガス洗浄施設④（N o . 2 屋外 T Y 用スクラバー） （ 1 0 S B - 1 0 2 ）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号） 別表第 1 の第 4 6 号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	5 m ³ / 分

（オ）

名称	廃ガス洗浄施設⑤（排ガス除去スクラバー）（ 3 0 S B - 2 0 1 ）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号） 別表第 1 の第 3 7 号タに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	1 4 m ³ / 分

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

（ア）

名称	廃ガス洗浄施設①（N o . 1 蒸留設備用 スクラバー）（ 2 9 S B - 6 0 1 ）
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

（イ）

名称	廃ガス洗浄施設②（No. 2 蒸留設備用スクラバー）（29SB-602）
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(ウ)

名称	廃ガス洗浄施設③（No. 1 屋外TY用スクラバー）（10SB-101）
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(エ)

名称	廃ガス洗浄施設④（No. 2 屋外TY用スクラバー）（10SB-102）
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(オ)

名称	廃ガス洗浄施設⑤（排ガス除去スクラバー）（30SB-201）
使用時間間隔	連続

1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

(ア)

名称	廃ガス洗浄施設① (No. 1 蒸留設備用 スクラバー) (29SB-601)
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0 最大 0.12
水素イオン濃度	通常 7.8 ~ 9.2 最大 7.8 ~ 9.2
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 700 最大 850
浮遊物質 (mg/l)	通常 3 最大 4
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1
窒素含有量 (mg/l)	通常 10 最大 15
リン ^{りん} 含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2
トリクロロエチレン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3
ベンゼン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3

(イ)

名称	廃ガス洗浄施設② (No. 2 蒸留設備用 スクラバー) (29SB-602)
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 0 最大 0.12

水素イオン濃度	通常 9.0 ~ 10 最大 10
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 53 最大 60
浮遊物質 (mg/l)	通常 3 最大 4
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1
窒素含有量 (mg/l)	通常 10 最大 15
燐含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2
トリクロロエチレン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3
ベンゼン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3

(ウ)

名称	廃ガス洗浄施設③ (No. 1 屋外TY用 スクラバー) (10SB-101)
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0 最大 0.085
水素イオン濃度	通常 7.8 ~ 9.2 最大 7.8 ~ 9.2
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 700 最大 850
浮遊物質 (mg/l)	通常 3 最大 4
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1
窒素含有量 (mg/l)	通常 10 最大 15
燐含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2

トリクロロエチレン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3
---------------------	------------------

(エ)

名称	廃ガス洗浄施設④ (No. 2 屋外TY用スクラバー) (10SB-102)
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0 最大 0.085
水素イオン濃度	通常 4.8~6.2 最大 4.8~6.2
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 53 最大 60
浮遊物質 (mg/l)	通常 3 最大 4
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1
窒素含有量 (mg/l)	通常 10 最大 15
燐含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2
トリクロロエチレン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3

(オ)

名称	廃ガス洗浄施設⑤ (排ガス除去スクラバー) (30SB-201)
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 0 最大 0.12
水素イオン濃度	通常 5~10 最大 5~10
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 700 最大 850
浮遊物質 (mg/l)	通常 3 最大 4
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1

窒素含有量 (mg/l)	通常 10 最大 15
リン含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2
トリクロロエチレン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3
ジクロロメタン (mg/l)	通常 0.3 最大 0.3

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

ア 処理施設名 最終放流 pH調整槽 (油分離槽の第1槽目)

項目	処理後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 60.4 最大 82.9
水素イオン濃度	通常 5.0～9.0 最大 5.8～8.6
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 5 最大 10
浮遊物質 (mg/l)	通常 10 最大 20
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1
窒素含有量 (mg/l)	通常 5 最大 10
リン含有量 (mg/l)	通常 0.1 最大 1

イ 処理施設名 油分離槽 (3槽式)

項目	処理後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 60.4 最大 82.9

水素イオン濃度	通常 5.0 ~ 9.0 最大 5.8 ~ 8.6
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 5 最大 10
浮遊物質量 (mg/l)	通常 10 最大 20
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1
窒素含有量 (mg/l)	通常 5 最大 10
磷含有量 (mg/l)	通常 0.1 最大 1

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 排水口

イ 排水の量及び汚染状態

項目	
排水水の量 (m ³ /日)	通常 60.4 最大 82.9
水素イオン濃度	通常 5.8 ~ 8.6 最大 5.8 ~ 8.6
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 5 最大 10
浮遊物質量 (mg/l)	通常 10 最大 20
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 < 1 最大 1
窒素含有量 (mg/l)	通常 5 最大 10
磷含有量 (mg/l)	通常 0.5 最大 1.0

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年4月21日から同年5月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和8年5月12日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。